

# 南相馬市耐震改修促進計画

[令和8～12年度]

令和8年4月

南相馬市

# 目 次

- 1 基本方針
- 2 耐震化の現状及び目標
  - (1) 想定される地震の規模、被害の状況
  - (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定
- 3 住宅・建築物等耐震化の実施計画
  - (1) 耐震診断、改修及びブロック塀等の安全対策に係る基本的な取組み方針
  - (2) 耐震診断、改修及びブロック塀等の安全対策の促進を図るための支援策
  - (3) 安心して耐震化を行うことができるための環境整備
  - (4) 地震時の建築物の総合的な安全対策
  - (5) 優先的に着手すべき建築物等の設定
- 4 その他耐震化を促進するための施策の概要
  - (1) ハザードマップの公表
  - (2) 相談体制の整備
  - (3) パンフレットの作成とその活用
  - (4) 各行政区等との連携
- 5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

## 1 基本方針

平成7年の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われましたが、地震による直接的な死者数の9割が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。また、倒壊した建築物等は、避難や救援・救助活動の妨げになるなど被害の拡大を招きました。このとき倒壊した住宅・建築物の多くは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法施行令の耐震関係規定に適合しない住宅・建築物でした。

その後も新潟県中越地震、福岡県西方沖地震、石川県能登半島沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など大地震が頻発し、平成23年には東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）が発生しました。そして、10年後となる令和3年2月及び令和4年3月には、マグニチュード（M）7クラス、最大震度6強の地震が福島県沖で発生し、本市は再び大きな被害（以下、「福島県沖地震」という。）を受けることとなり、改めて、地震による被害の大きさと復旧の難しさを確認させられました。当地域においても、福島盆地西縁断層帯地震、会津盆地東縁断層帯地震、想定東北地方太平洋沖地震、市直下の地震の発生が想定され、本市への影響も無視できない状況にあります。

このような中、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき平成19年1月に福島県耐震改修促進計画が策定され、本市においても平成20年3月に今後発生が予想される大地震等から市民の生命を守るために、木造住宅等の耐震化を総合的かつ計画的に促進すべく「南相馬市耐震改修促進計画」を策定し、耐震化に取り組んできました。

本計画は、本市が住宅・建築物の耐震化を促進していくための基礎となるものであり、耐震化に係るこれまでの取組状況や社会情勢等の変化、国が掲げた新たな耐震化目標や基本的な方針等を踏まえ、必要な見直しを加えた計画となります。

## 2 耐震化の現状及び目標

### (1) 想定される地震の規模、被害の状況

県は、令和元年から令和4年にかけて地震・津波が発生した場合の被害を想定し、「福島県地震・津波被害想定調査報告書」（令和4年11月）を公表しました。この調査では、県に大きな被害をもたらす地震として、3地震及び市町村庁舎直下で発生する地震を想定しています。

想定地震等は、次のとおりです。

#### 【想定地震の概要と想定最大震度】

地震名	マグニチュード※	想定最大震度
福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	Mj7.8、Mw7.1	5弱
会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	Mj7.7、Mw7.0	5弱
想定東北地方太平洋沖地震	Mj9.0、Mw9.0	6強
各市町村直下の地震	Mj7.3、Mw6.8	7

※Mj：気象庁マグニチュード Mw：モーメントマグニチュード

(南相馬市地域防災計画 総則・災害予防対策編より)

被害については、想定地震のうち、福島盆地西縁断層帯を震源とする地震及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震は、震度が5弱程度のため、ほとんど予測されませんでした。一方、想定東北地方太平洋沖地震は、震度6強の揺れにより建物被害（全壊・焼失）1,269棟、半壊3,105棟等の大きな被害が予測されました。被害の詳細は、次のとおりです。

#### 【想定東北地方太平洋沖地震の被害】

時刻・時季		冬・5時	夏・12時	冬・18時	
風速		8m/s	8m/s	8m/s	
建物被害	全壊・焼失	液状化	116棟	116棟	116棟
		揺れ	126棟	126棟	126棟
		急傾斜地	5棟	5棟	5棟
		津波	912棟	912棟	912棟
		火災	0棟	0棟	110棟
	合計		1,159棟	1,159棟	1,269棟
	半壊	液状化	620棟	620棟	620棟
		揺れ	1,799棟	1,799棟	1,799棟
		急傾斜地	10棟	10棟	10棟
		津波	676棟	676棟	676棟
合計		3,105棟	3,105棟	3,105棟	

(南相馬市地域防災計画 総則・災害予防対策編より)

一方、市直下の地震で予測された被害は、次のとおりです。

#### 【市直下の地震の被害】

建物被害	全壊棟数	4,668棟
	全壊率	9.0%
	半壊棟数	10,938棟
	半壊率	21.1%

(南相馬市地域防災計画 総則・災害予防対策編より)

## (2) 耐震化の現状と耐震改修等の目標設定

### ① 住宅

令和5年の住宅・土地統計調査結果より、本市の住宅耐震化の状況は下表のとおり、住宅（共同住宅含む）約23,600戸のうち、耐震性がある住宅は約21,500戸で耐震化率は91.2%です。

想定地震による想定被害を減少させるためには、減災効果が大きい住宅の耐震化に継続的に取り組んで行く必要があり、福島県耐震改修促進計画を踏まえ、住宅の耐震化率を令和12年度までに概ね解消することを目標とします。

表1-1 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標（単位：棟）（令和7年3月末現在）

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅数 ④ (①+②)	耐震性有住宅数 ⑤	耐震化率 (%) H30住宅・土地統計調査	耐震化率(%) R5住宅・土地統計調査 ⑤/④	耐震化率の目標(%) (令和12年度末)
		うち耐震性有③					
木造	13,927	4,973	18,900	16,831	82.2	89.1	—
		2,904					
非木造	4,145	595	4,740	4,726	99.8	99.7	—
		580					
合計	18,072	5,568	23,640	21,556	86.5	91.2	概ね解消
		3,484					

※住宅総数中、建設年度不詳分については各々に按分。表中の木造数は、統計の木造及び防火木造の合計。非木造は鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造及びその他の合計。

### ② 特定建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下「法」という。）第14条第1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「多数の者が利用する特定建築物」という。）が総数76棟存在し、このうち50棟（約66%）の建築物については、耐震性能（Is値0.6以上）を有することを確認しており、26棟（約34%）については、耐震診断を行っていないか又は耐震性能がない状態にあります。

特定建築物については、早期に耐震性が確保されることを目標としますが、学校、病院、庁舎等については、これらを所管する国の各省庁が建築物の耐震化目標を定め、進捗管理、結果公表等に取り組んでいる状況を踏まえ、本計画における一律の目標設定は行わないこととします。

### 3 住宅・建築物等耐震化の実施計画

#### (1) 耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策に係る基本的な取組み方針

建築物等の耐震化を促進するためには、所有者等が地域防災対策を自らの問題・地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。市は、こうした所有者等の取組みをできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修等の実施の阻害要因となっている問題の解決に努めることを基本的な取組方針とします。

#### (2) 耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の促進を図るための支援策

市民に対し建築物の耐震診断、耐震改修及びブロック塀等の安全対策の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、補助制度と国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら、建築物の耐震化の促進を図っていきます。

市は、木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合の費用の一部を負担するために、「木造住宅耐震診断者派遣事業」を平成27年度より施行しています。（国、福島県事業により診断費用の補助制度があります。）

表2-1 木造住宅耐震診断者派遣事業の概要

対象住宅	旧耐震基準により建設された戸建て住宅で（昭和56年5月31日以前に建築着手）、「在来軸組工法」「伝統的工法」「枠組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅
対象者	住宅の所有者、賃貸者及び購入予定者
診断費用の個人負担	1診断一律 7,000円
診断費用の国、県、市の負担	国：1/2 県：1/4 市：1/4

市は、耐震改修促進計画が円滑に推進できるよう、耐震改修・現地建替えを行う住宅を対象に費用の一部負担をするため「木造住宅耐震改修支援事業」を平成27年度より施行しています。

表2-2 木造住宅耐震改修事業の概要

対象住宅	旧耐震基準により建設された戸建て住宅で（昭和56年5月31日以前に建築着手）、「在来軸組工法」「伝統的工法」「枠組壁工法」等による木造3階建て以下の住宅で耐震診断事業で強度不足が判明した住宅
対象者	住宅の所有者、賃貸者及び購入予定者
補助金の額	<p>一般耐震改修工事</p> <p>耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ115万円以内の額</p> <p>簡易耐震改修工事及び部分耐震改修工事</p> <p>耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ69万円以内の額</p> <p>現地建替え工事</p> <p>建替工事に要する費用の5分の4以内かつ115万円以内の額</p> <p>加算額 20万円</p>

市は、地震時に安全・安心な避難路を確保できるよう、避難路沿道に面し、地震等により倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去・改築等を行う所有者を対象に費用の一部負担をするため「ブロック塀等安全対策促進事業」を令和3年度より施行しています。

表2-3 ブロック塀等安全対策促進事業の概要

対象ブロック塀等	道路面からの高さが1m以上あり、避難路沿道に面し倒壊の恐れがある、建築基準法施行令の規定に適合するもの、または既存不適格（昭和56年5月31日以前に築造されたもの）であるもの。
対象者	所有者（個人に限る）
補助金の額	ブロック塀等の安全対策に要する経費の2分の1以内かつ12万5千円以内の額 加算額 5万円

### （3）安心して耐震化を行うことができるための環境整備

#### ① 適正な耐震診断体制の整備

現地調査の手法、体制（建築士と大工の2名以上）、報告書様式、写真等データの作成方法等を定めた「福島県木造住宅耐震診断（一般診断法）実施要領」を活用するとともに、地域の建築士及び大工・工務店が連携した体制の整備に努めます。

#### ② 市民への啓発活動

耐震診断並びに耐震改修及びブロック塀の安全対策に関する各制度等の広報を市広報誌により行い、定期的な防災関連記事等の市広報誌への掲載に努め、市民の防災意識の向上を促します。

また、行政区長会議等市主催各種会議等での積極的な広報に努めます。

#### ③ 耐震診断・改修の技術力の向上

市内の建築士及び大工・工務店の耐震診断や耐震改修に関する技術力向上のため、福島県が実施する講習会等への参加を呼びかけます。

### （4）地震時の建築物の総合的な安全対策

#### ① 事前の対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の被害状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されています。このため、市では県と連携し被害の発生する恐れのある建築物を把握するとともに、建築物所有者へ必要な対策を講じるよう今後も引き続き指導します。

#### ② 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、市は判定実施本部等を設置し、福島県へ応急危険度判定士の派遣要請や判定士の受け入れ等必要な措置を講じます。

また、被災建築物復旧のための住宅相談を総合的に受けられるよう、その体制整備に努めます。

なお、地震発生直後の建築物等の被害状況を速やかに把握するための体制整備に努めます。

## **(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定**

### **① 優先的に着手すべき建築物**

優先的に耐震化に着手すべき建築物は、次のとおりとします。

- ・ 地震が発生した場合において災害復旧対策の拠点となる建築物、医療活動の中心となる建築物、並びに避難所となる建築物、その他防災上特に重要な建築物。
- ・ 耐震改修促進法の特定建築物
- ・ 木造住宅

### **② 重点的に耐震化すべき区域**

重点的に耐震化すべき区域は、避難路の沿線とします。

### **③ 避難路**

各種事業の対象となる避難路は、建築基準法第 42 条に定める道路とします。これは、同法に定める道路は建築物の敷地に必ず接道するもので、住民の避難や緊急車両の通行の妨げにならないように安全を確保する必要性が高いためです。

## **4 その他耐震化を促進するための施策の概要**

### **(1) ハザードマップの公表**

市では、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化した予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び避難経路、避難所などの情報を地図上に示した「地震・津波等ハザードマップ」を公表します。

### **(2) 相談体制の整備**

建築住宅課を窓口とし耐震診断の申込みや各種補助事業の申請のほか、市民からの相談に応じることができるよう体制整備に努めます。

なお、技術的な相談は福島県相双建設事務所、家具の転倒防止等災害予防全般については福島県生活環境部や相双地方振興局（県民生活課）、耐震改修に関連したリフォーム工事等のトラブルについては消費生活センター、建設工事紛争処理担当課及び福島県耐震化・リフォーム等推進協議会と連携して対応することとします。

### **(3) パンフレットの作成とその活用**

福島県が作成したリーフレット（福島県住宅耐震診断促進事業の概要紹介）及び市で作成するチラシ（耐震化の支援制度の概要紹介）を活用し、住宅の耐震診断及び耐震改修の普及啓発に努めます。

### **(4) 各行政区等との連携**

地域においては、地震時の危険箇所の点検等を通じて地震防災対策の普及・啓発を行うことが効果的であり、住民が協力して耐震診断及び耐震改修の促進や危険なブロック塀の改修・撤去等に取り組むことが求められます。市は、必要に応じて専門家や技術者等の派遣を県より受け、行政区単位での防災講習会や行政区内における地震時の危険箇所点検に協力し、行政区や自主防災組織等と連携しながら、耐震診断及び耐震改修の啓発推進に努めます。

## **5 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項**

本計画は、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、見直しを実施します。なお、耐震改修促進計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めるものとします。

### **(1) 南相馬市耐震改修促進計画の改定経過**

- ・平成20年3月策定
- ・平成28年5月改定
- ・令和3年7月改定
- ・令和8年4月改定